

吸収分割に関する事後開示書類

令和3年4月1日

株式会社テーオーホールディングス

廣辯株式会社

令和3年4月1日

株式会社テーオーホールディングス
代表取締役 小笠原康正

廣辯株式会社
代表取締役 武田真享

株式会社テーオーホールディングス及び廣辯株式会社による会社分割に係る事後開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第791条第1項第1号に基づく書面)

(吸収分割承継会社 : 会社法第801条第3項第2項に基づく書面)

株式会社テーオーホールディングス及び廣辯株式会社は、令和3年2月16日付吸収分割契約書に基づき、株式会社テーオーホールディングスを吸収分割会社、廣辯株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しましたので、本吸収分割に係る事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

令和3年4月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続きの経過

吸収分割会社においては、本吸収分割が会社法第784条第2項に該当する簡易分割であるため、会社法第784条の2の規定に基づく株主による差止請求は認められておりません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

吸収分割会社においては、本吸収分割が会社法第784条第2項に該当する簡易分割であるため、会社法第785条の規定に基づく反対株主の株式買取請求は認められておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収分割会社においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続を行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

吸収分割会社においては、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和3年2月

25日付の官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続きの経過

本吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づき、承継会社に対して差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

吸収分割承継会社においては、会社法第797条第3項の規定に基づき、株主に対し通知を行いました。同条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

吸収分割承継会社においては、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和3年2月25日付官報により債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知っている債権者が存在していません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、令和3年4月1日をもって、令和3年2月16日付吸収分割契約書の記載に従って、吸収分割会社の不動産管理事業の一部に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更登記をした日

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、令和3年4月1日に、会社法第923条に定める吸収分割による変更登記を申請する予定です。

6. 吸収分割に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

以上